

事業名	豊かな体験活動推進事業	
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課) 初等中等教育局児童生徒課 (課長: 坪田 眞明)	
施策目標及び達成目標	<p>施策目標 2 - 2 豊かな心の育成と児童生徒の問題行動等への適切な対応 達成目標 2 - 2 - 2 全国の小・中・高校において、7日間以上のまとまった体験活動を実施する。</p> <p>施策目標 1 - 4 奉仕活動・体験活動の推進による青少年の豊かな心の育成 達成目標 1 - 4 - 1 全国の小・中・高校において、7日間以上のまとまった体験活動を実施する。</p>	
事業の概要	<p>児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが極めて有意義である。</p> <p>これまでの「体験活動推進地域・推進校」や「地域間交流推進校」に加え、長期にわたる集団宿泊等の共同生活体験を行う、「長期宿泊体験推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動を推進する。また、新たに命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動についての調査研究を実施する。各事業について47地域に委託。</p>	
予算額及び事業開始年度	<p>平成17年度概算要求額: 491百万円 (平成16年度予算額 391百万円) 事業開始年度: 平成14年度</p>	
事業開始時において得ようとした効果	<p>モデル事業の成果を全国に普及させ、全国の学校で年間7日間以上の体験活動を実施させることにより、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。</p>	
得られた効果	<p>平成12年における調査と比較すると、学校における体験活動の平均実施単位時間数は26.3時間から35.3時間に増加しており、小学校においては42時間と、年間7日間を達成している。</p> <p>また、体験活動を行った児童生徒には、様々な人や地域とともに生きることを学び、自分を見つめ直すなど、社会性や豊かな人間性が育まれつつある。</p>	
得ようとする効果	<p>引き続き、モデル事業の成果を全国に普及させ、全国の学校で年間7日間以上の体験活動を実施させることにより、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。</p> <p>また、児童生徒に命の大切さを知識だけではなく、体験的に理解させるために有効な体験活動について調査研究を行い、成果を普及させる。</p>	<p>達成年度</p> <p>平成17年度</p>
必要性	<p>児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき状況にあり、平成14年度における暴力行為の発生件数は学校内外で3万4千件、いじめの発生件数は約2万2千件、不登校児童生徒数は約13万1千人となっている。また、長崎県佐世保市における女子児童殺害事件など、児童生徒による重大事件を踏まえると、児童生徒に社会性や豊かな人間性を身に付けさせることにより、児童生徒の問題行動へ対応することは非常に重要である。また、現在行っている社会奉仕体験活動や自然体験活動を全国の学校において実施することに加え、命の大切さについて知識だけではなく体験的に理解させるための体験活動を行うことが必要である。</p> <p>(参考) 学校教育法の改正(H13) 中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」 H15年度実績評価より 平成15年度の基本目標の達成度合いについては、各達成目標の達成度合いが「概ね順調に進捗」しているため、基本的には基本目標についても概ね順調に進捗していると言えるが、昨今の長崎等における児童生徒をめぐる一連の事件を踏まえ、今後は、各達成目標の達成年度における達成に向けて、着実に各事業を進捗・定着させる必要があるとともに、早い段階での教育相談体制の充実や問題行動等の背景について調査研究を行う必要がある。</p>	
効率性	<p>全国的に体験活動を普及させるためには、全国にモデル地域を指定して、その成果を交流会や事例集を配布するなどして全国に普及させるという方法が有効である。また、その成果をもとにどのような体験活動が有効であるかについての調査研究を効率的に行うことができる。</p>	

有効性	効果の把握の仕方 (検証の手順)	命を大切にする体験活動のうち、どのようなものが有効なものであったかどうかについて、47地域に委託して調査研究を行い検証を行う。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠 (判断基準)	モデル事業を実施し、その成果が全国に普及され、学校において体験活動を実施している時間数が増加し、体験活動を行った児童生徒に社会性や豊かな人間性が育まれるなど、モデル事業の効果が上がっているため、同様の効果が得られると判断する。

豊かな体験活動推進事業

背景

- ・学校教育法の改正(社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の充実、平成13年7月)
- ・中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」(平成14年7月)
- ・新学習指導要領の実施による体験活動の充実(小・中学校は平成14年度から、高等学校は平成15年度から)

体験活動推進地域・推進校

・各都道府県に小・中・高等学校等を含む推進地域を指定

・「命の教育」を取り入れた体験活動の調査研究を実施

(新規・検討中)

・各学校の実情やねらいを踏まえ、他校のモデルとなる先駆的な取組を実施

・体験活動を通じた学校種連携の一層の推進を図る



地域間交流推進校

・都市と農山漁村の共生・対流に関する政府としての取組等を踏まえ、異なる地域との多様な交流に関わる体験活動を実施

・地域間交流推進校の実践を踏まえ、各都道府県においてプログラムを開発



長期宿泊体験推進校

・長期にわたる集団宿泊等の共同生活を通して、協調性や規範意識、公衆道徳等の育成

・行政、保護者や青少年教育施設、NPO等が密接に連携し、学校の活動を支援

・学校教育における長期にわたる宿泊体験を推進する方策について調査研究を実施



各学校の先駆的な取組を全国の学校へ普及